

令和2年第1回高鍋町農業委員会臨時総会 議事録

- 開催日時 令和2年 7月20日(月) 午後1時35分から
- 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

[事務局長]

はい。それでは、ただいまから、令和2年第1回高鍋町農業委員会臨時総会を開会します。

本日の臨時総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、高鍋町長が招集しております。

この場に、黒木敏之 高鍋町長がお見えですので、ごあいさつを頂戴したいと存じます。黒木町長、よろしく願いいたします。

[町長]

はい。改めましてみなさんこんにちは。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

令和2年度、第1回目の農業委員会の総会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、第2回高鍋町議会において同意を得ることができました7名の皆様に任命書を交付し、農業委員をお引き受けいただいた次第でございます。

誠にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に私たちの生活はもちろん、様々な産業に大変大きな影響を与えているわけでございます。

特に高鍋町においては、飲食業あるいは観光業等、甚大な被害を受けて、様々な経済復興の取り組みもしているところです。県・国と合わせながら、助成金あるいは、プレミアム商品券利用、支援をしたわけであります。

農業分野では、今後とも様々な対策が必要である分もあるかとは思いますが、先週、農協で、高鍋産の和牛と野菜の販売等、御支援をさせていただいた次第でございます。

まだまだ、第2波、予想されてますし、ワクチン、特効薬ができない限りは解決できない部分も多々あるのかなと大きな懸念をしているわけでございます。

そのような中、農業を取り巻く環境では、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足、TPP、あるいは日米貿易協定により貿易の自由化は更に進み、農業への影響も懸念されているところであります。このような環境の中、担い手への農

地利用の集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進など、農地利用の最適化の促進が大変重要になっているわけでございます。

そのような様々な課題を解決するうえでは、農業委員の皆様の皆様の中での、密着したご活躍がどうしても必要不可欠になってくるわけでございます。

どうぞ高鍋町の農業の発展のために、その持てるお力をいかに発揮していただきまして、高鍋町の農業がより豊かになるようお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。委員の皆様の今後のますますの御活躍と御健勝を御祈念申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

[事務局長]

ありがとうございました。町長におかれましては、ほかの公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。黒木町長、ありがとうございました。

[町長]

すみません。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

[事務局長]

それでは、会場の設営をしますので少々お待ちください。

お待たせしました。再開をさせていただきます。

それでは、会議次第3 農業委員・事務局職員紹介となっております。後ほど農地利用最適化推進委員の方を含めた全員協議会で自己紹介を予定しておりますので、この場は、私の方で着席順に御紹介をさせていただきます。

まず、1番 上野 光正 委員でございます。

[上野委員]

上野です。よろしくお願いいたします。

[事務局長]

続きまして、松崎 久範 委員でございます。

[松崎委員]

よろしくお願いいたします。

[事務局長]

坂本 弘志 委員でございます。

[坂本弘志委員]

坂本です。よろしく申し上げます。

[事務局長]

幸妻 正浩 委員でございます。

[幸妻委員]

幸妻です。よろしく申し上げます。

[事務局長]

松井 正一郎 委員でございます。

[松井委員]

松井です。よろしく申し上げます。

[事務局長]

山口 裕三 委員でございます。

[山口委員]

山口です。よろしく申し上げます。

[事務局長]

坂元 洋子 委員でございます。

[坂元委員]

坂元です。よろしく申し上げます。

[事務局長]

次に、事務局職員の紹介をいたします。
事務局長補佐の 小澤 宏之 でございます。

[事務局長補佐]

小澤です。よろしく申し上げます。

[事務局長]

農地農政係長の 兵藤 衣重 でございます。

[農地農政係長]

兵藤です。よろしくお願いいたします。

[事務局長]

農地農政係主査の 佐野 由美 でございます。

[農地農政係主査]

佐野です。よろしくお願いいたします。

[事務局長]

そして、私が事務局長の 飯干 雄司 でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

このほか、こちらには来ておりませんが、事務局には、会計年度任用職員で農地相談員の 金森 克彦、同じく会計年度任用職員で一般事務補助の 中山 愛理 がおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第4 臨時議長の選出を行います。

農業委員会等に関する法律には、臨時議長に関する規定がございませんので、町議会において、改選後の初議会における臨時議長の選出について規定をした地方自治法第107条を準用し、年長者が臨時に議長の職務を行うこととしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、上野委員に臨時議長の職務をお願いいたします。

上野委員は、臨時議長の席へ移動をお願いいたします。

(上野委員 臨時議長席へ移動)

[臨時議長]

いいですか。

ただいま御指名を受けましたので、上野でございます。

最年長者ということで、会長が決定するまで、臨時議長を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

本日は、農業委員7名が全員出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは早速議事に入ります。

まず、日程番号の1でございます。

仮議席の決定を議題とするところでございますけれども、これは最初、入場される時に、仮議席を抽選で引かれておりますので、現在お座りの議席ということで、御理解をいただきたいと思っております。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、日程番号2 会長の選挙となっております。

高鍋町農業委員会会議規則第2条第2項の規定により、「会長及び副会長は、委員会の委員の互選によって決める」とあり、同条第3項において、「互選は、全委員の氏名を記載した用紙を用いた無記名による記号式投票により行い、得表多数をもって決定する」と規定されております。

よってただいまから会長の選挙を行います。

まず、立会人を指名します。仮議席番号2坂本弘志委員、それから仮議席番号第3松崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより投票用紙を配布いたします。投票は無記名記号式です。票を入れた委員の上に○印の記入をお願いいたします。

それでは、配布よろしくお願いいたします。

(事務局 投票用紙配布)

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

投票箱を点検いたします。坂本委員と松崎委員、立会いをお願いします。

(投票箱点検)

それでは、ただいまから投票を行います。仮議席番号の順番に投票をお願いします。臨時議長は最後に投票します。では、よろしくお願いいたします。

(各委員投票)

投票漏れはないでしょうか。

それでは、開票を行います。なお、最多得票数の者が複数いる場合は、その最多得票数の者を候補者として、再度投票を行います。

それでは、開票を行いますので、坂本委員、松崎委員の立会いをお願いいたします。

(開票)

はい。それでは、投票総数7票、有効投票が7票でございます。無効投票数は0となっております。

有効投票のうち、坂本弘志委員が6票、幸妻正浩委員が1票となっております。以上のおりでございます。

したがって、坂本弘志委員が会長に当選されました。

ただいま、会長に当選されました坂本委員に新会長のごあいさつをお願いいたします。

[新会長]

今選挙で私が会長ということになりました。大変重く感じております。今、農地の移動とかで大変重要な時期となっております。これから頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

[臨時議長]

どうもありがとうございました。

ただいま、新会長のごあいさつがありました。御承諾があったものと認めます。

それでは、議事整理のため、暫時休憩をいたします。よろしく申し上げます。

(暫時休憩)

[臨時議長]

はい。それでは再開をさせていただきます。

以上で臨時議長の職務はすべて終了いたしましたので、ここで新会長に交代をいたします。会長、議長席にお着き願います。よろしく申し上げます。

(会長 議長席へ移動)

[議長]

それでは、再開いたします。

日程番号2 副会長の選挙を行います。

まず、立会人を指名いたします。立会人に仮議席番号1番上野委員、仮議席番号3番松崎委員を指名いたします。

これより投票用紙を配布します。投票は無記名記号式です。票を入りたい委員の上に○印の記入をお願いします。

(事務局 投票用紙配布)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

投票箱を点検します。立会人をお願いします。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号の順番に投票をお願いします。議長は最後に投票します。

(各委員投票)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。なお、最多得票数の者が複数いる場合は、その最多得票数の者を候補者として、再度投票を行います。

それでは、開票を行いますので、上野委員、松崎委員の立会いをお願いします。

(開票)

投票総数7票、有効投票数7票、無効投票数0票、有効投票数のうち幸妻委員5票、松崎委員1票、坂元洋子委員1票。以上のとおりです。

したがって幸妻委員が副会長に当選されました。

ただいま、副会長に当選されました幸妻委員に新副会長のごあいさつをお願い

いします。

[新副会長]

この度、副会長という大役をお受けすることになりました。坂本会長の補佐役ということで一生懸命努めていきたいと思ひます。皆さんの協力方をよろしくお願ひします。

[議長]

ありがとうございます。

ただいま、新副会長のごあいさつがありました。御承諾があったものと認めます。

議事整理のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

[議長]

再開いたします。

日程番号4 議席の決定を議題とします。

高鍋町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員及び推進委員の議席は、町長が委員を任命した後、最初の会議において抽選により定めることとなっております。

なお、慣例により会長は議席番号8番、副会長は議席番号7番、4番は欠番となっておりますので、今回もこのようにすることに御異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、議席番号1番から3番、同じく5番から6番の5つの議席をくじにより決定いたします。

それでは、仮議席の順番に抽選を行います。

それでは、お願ひします。

(各委員くじを引く)

抽選漏れはございませんか。

抽選漏れなしと認めます。

抽選の結果を報告いたします。

1番 山口 裕三 委員、2番 松井 正一郎 委員、
3番 松崎 久範 委員、5番 上野 光正 委員、
6番 坂元 洋子 委員。
あと、7番 幸妻 正浩 委員、
そして、わたくし 8番 です。以上です。
以上のとおり決定いたしました。
それでは議席の移動をお願いします。
暫時休憩いたします。

(各委員議席の移動)

(暫時休憩)

[議長]

それでは、再開いたします。

日程番号5、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましても、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番 山口 裕三 委員、2番 松井 正一郎 委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号6、会期の決定につきましては、別記のとおり本日7月20日の1日間といたします。

日程番号7、議案第32号「一般社団法人宮崎県農業会議普通会员の指名について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。説明いたします。

一般社団法人宮崎県農業会議 定款 第6条第4項第1号の規定により、宮崎県内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員を宮崎県農業会議の普通会员たる資格を有する者とする規定がございます。

高鍋町農業委員会におきましては、会長以外の委員を普通会員として指名する必要性が特に認められないため、会長を一般社団法人宮崎県農業会議の普通会員としようとするものでございます。以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり指名することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 8、議案第 33 号「農業委員会事務局職員の任免に関する申し合わせについて」を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。説明いたします。
農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、職員は、農業委員会が任免すると規定されております。
しかしながら、職員の人事異動につきましては、町長部局と同時に行われ、総会の開催日程によっては、総会に提案し、承認を得ることが困難な場合が生じる恐れがございます。
よって、むこう 3 年間、今の委員さんの任期の期間における農業委員会事務局職員の任免につきましては、会長に一任することを申し合わせるものでございます。以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の臨時総会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和 2 年第 1 回高鍋町農業委員会臨時総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

なお、午後 3 時から農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を、引き続き高鍋町農業委員会全員協議会を行いますので、よろしくお願いいたします。

高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 番

署名委員 3 番